〇草津市の良好な環境保全条例
昭和53年7月17日
条例第26号

目次
第1章　総則
第1節　通則(第1条―第3条)
第2節　市長の責務および基本的施策(第4条―第6条)
第3節　事業者の責務(第7条)
第4節　市民の責務(第8条)
第2章　自然環境の保全
第1節　保全計画の策定等(第9条―第11条)
第2節　地区指定等(第12条―第19条)
第3節　助成等(第20条・第21条)
第3章　生活環境の保全
第1節　公害防止の施策(第22条―第28条)
第2節　特定工場等に関する規制(第29条―第40条)
第3節　建設工事に関する規制(第41条―第43条)
第4節　快適な生活環境を阻害するその他の行為に関する規制(第44条―第52条)
第5節　環境エネルギーの活用および省エネルギー等(第53条―第55条)
第4章　環境協定(第56条)
第5章　補則(第57条―第60条)
第6章　罰則(第61条―第66条)
付則

第1章　総則
第1節　通則
(目的)
第1条　この条例は、自然環境と生活環境の保全を図ることにより、良好な環境の確保をすることを目的とする。
(基本理念)
第2条　良好な環境の確保は、次の基本理念により推進するものとする。
(1)　人間が健康で文化的な生活を営むためには、自然環境が欠くことのできない重要なものであることを認識し、広く市民が良好な自然環境の恵沢に浴するとともに、これを将来の市民に継承するために適正な制限のもと、土地、水、大気その他のものの合理的な利用を図るべきであること。
(2)　すべての市民は、安全で快適な生活を営む権利を有するものであり、これらの保障は、市長、事業者および市民が、それぞれの責務を自覚し、良好な生活環境の実現を図るべきであること。
(定義)
第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　良好な環境　市民が健康な心身を保持し、安全で快適な生活を営むことができる自然環境、生活環境および文化環境をいう。
(2)　自然環境　土地、水、大気および動植物等を一体として総合的にとらえた生態系をいう。
(3)　生活環境　人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む人の生活に関する環境をいう。
(4)　公害　事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる良好な環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)、悪臭、電波障害等によつて、人の健康がそこなわれ、または安全で快適な生活が阻害されることをいう。
第2節　市長の責務および基本的施策
(市長の責務)
第4条　市長は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。
(環境管理基準)
第5条　市長は、市民が健康で快適な生活を確保するうえにおいて維持することが望ましい環境上の諸条件に関する基準(以下「環境管理基準」という。)を定めるものとする。
2　市長は、環境管理基準について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定をしなければならない。
3　市長は、環境管理基準を定めるに当たつては、草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
4　市長は、良好な環境の確保に関する施策を総合的に推進することにより、環境管理基準が達成されるように努めなければならない。
(環境管理計画)
第6条　市長は、環境管理基準を達成するため、良好な環境の確保に関する環境管理計画(以下「環境管理計画」

という。)を策定するものとする。
2　市長は、環境管理計画を策定するに当たつては、草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
3　市長は、前条第1項の環境管理基準を定めたときおよび環境管理計画を策定したときは、市民に公表するものとする。
第3節　事業者の責務
(事業者の責務)
第7条　事業者は、その事業活動によつて良好な環境を侵害しないようその責任と負担により必要な措置を講じるとともに、自ら積極的に環境負荷の低減を図らなければならない。
2　事業者は、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
第4節　市民の責務
(市民の責務)
第8条　市民は、良好な環境の確保に関する意識を高め、地域の良好な環境の確保に寄与しなければならない。
2　市民は、その日常生活において、良好な環境を侵害しないようみずから努めなければならない。
3　市民は、良好な環境の侵害の状況について情報提供を行う等、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
第2章　自然環境の保全
第1節　保全計画の策定等
(保全計画の策定)
第9条　市長は、市民が優れた自然環境の恵沢に浴するとともに、良好な自然環境を将来の市民に継承するための基本となる計画(以下「自然環境保全計画」という。)を策定するものとする。
2　自然環境保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
(1)　自然環境の保全および増進(以下「自然環境の保全等」という。)に関する施策の目標および基本方針
(2)　土地の利用、開発等の計画の策定および実施に当たつて配慮すべき自然環境の保全等のために必要な措置に関する事項
(3)　緑地の造成等緑化の推進に関する事項
(4)　自然環境の保全等に関する施設の整備に関する事項
(5)　自然環境の保全等を図るための監視、指導体制の整備に関する事項
(6)　前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全等を図るため必要な施策に関する事項
3　市長は、自然環境保全計画を策定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
4　市長は、自然環境保全計画を策定したときは、当該計画を市民に公表しなければならない。
5　市長は、自然環境保全計画の策定に際し、必要な科学的かつ総合的な調査および研究に努めなければならない。
(財産権の尊重および他の公益との調整)
第10条　市長は、自然環境の保全等の施策の実施に当たつては、土地の所有者および利害関係人(以下「土地の所有者等」という。)の正当な財産権を尊重するとともに、他の公益との適正な調整を図らなければならない。
(土地所有者等の義務)
第11条　土地の所有者等は、みずから自然環境が適正に保全されるよう努めるとともに、市長が行う自然環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。
第2節　地区指定等
(保全地区の指定等)
第12条　市長は、次の各号の一に該当するもののうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。
(1)　森林、草生地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区
(2)　動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区
2　市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。
3　市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
4　前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。
5　市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
6　市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。
7　保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
8　第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。
(配慮)
第13条　市長は、保全地区の指定に当たつては、当該地区に係る住民の生業の安定に著しい支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

(行為の届出等)
第14条　保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない。
(1)　その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること(改築または増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築または増築を含む。)。
(2)　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
(3)　鉱物を掘採し、または土石を採取すること。
(4)　水面を埋め立て、または干拓すること。
(5)　木竹を伐採し、または移殖すること。
(6)　前各号に掲げるもののほか、保全地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
(助言、指導および勧告等)
第15条　市長は、前条の規定による届出があつた場合において、その保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出のあつた日から起算して30日以内に限り、自然環境の保全のために必要な助言または指導をすることができる。
2　前条の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。
3　市長は、前条の規定による届出をしなかつた者または第1項の規定による助言もしくは指導に従わない者に対し、自然環境の保全のため必要な限度において、当該行為の中止、計画の変更、原状の回復等必要な措置をとるべきことを勧告または命令することができる。
(届出の適用除外)
第16条　次の各号に掲げる行為については、第14条の規定は、適用しないものとする。
(1)　保全地区に関する保全事業の執行として行う行為
(2)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(3)　法令に基づいて国および地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)が行う行為のうち、保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
(4)　通常の管理行為または軽易な行為のうち、保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
(5)　保全地区が指定され、またはその区域が拡張された際当該保全地区内において、現に着手している行為
(国等に関する特例)
第17条　国等は、第14条の規定による届出を要する行為を行うときは、その届出に代えて、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
2　市長は、前項の通知について自然環境の保全のため必要があると認めるときは、当該国等と協議することができる。
(保護樹木の指定)
第18条　市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。
2　第12条第2項から第8項までおよび第13条の規定は、前項に準用する。
(保護樹木に係る行為の制限)
第19条　何人も、保護樹木を損傷し、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。
2　前項の規定は、第16条第2号および第4号に掲げる行為については、適用しない。
3　第1項ただし書きの許可には、保護樹木を保護するための必要な限度において条件を付することができる。
4　第15条の規定は第1項に準用する。この場合において、「前条の規定」は「第14条の規定」に読み替えるものとする。
第3節　助成等
(助成等)
第20条　市長は、自然環境の保全および緑化の推進のために必要と認めるときは、規則で定めるところにより、必要な助成、指導および助言を行うことができる。
(標識の設置)
第21条　市長は、保全地区または緑化推進地区を指定したときは、その地区内にこれを表示する標識を設置しなければならない。
2　何人も、前項の規定により設置された標識を、市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、または損壊してはならない。
第3章　生活環境の保全
第1節　公害防止の施策
(規制措置)
第22条　市長は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、公害の発生源について必要な規制措置を講じなければならない。
(監視および測定体制の整備等)
第23条　市長は、公害の状況を把握し、および公害の防止等の規制措置を適正に実施するため、必要な監視およ

び測定の体制の整備に努めなければならない。
2　市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況、廃棄物の処理状況その他公害に関する事項について調査し、監視しなければならない。
(公害の状況および違反者の公表)
第24条　市長は、公害に関する監視および調査の結果、明らかになつた公害の状況を公表しなければならない。

2　市長は、公害関係法令、滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)またはこの条例に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、必要に応じ、その者を明らかにしなければならない。
(苦情等の処理)
第25条　市長は、公害に関する苦情または紛争が生じたときは、迅速かつ適正な解決を図るよう努めなければならない。
(健康調査等)
第26条　市長は、必要に応じ関係機関と協力して、公害が市民の健康に及ぼす影響を調査しなければならない。

2　市長は、必要に応じ公害に係る健康被害に対する救済に努めなければならない。
(中小事業者等に対する援助)
第27条　市長は、中小事業者等が行う公害の防止のための施設の整備等について、必要な助成を行うとともに技術的な助言その他の措置を講じなければならない。
(広域公害の相互協力)
第28条　市長は、広域公害防止のために必要があるときは、国その他関係地方公共団体に協力を要請するとともに、国その他関係地方公共団体から広域公害の防止のための協力要請があつたときは、これに応じなければならない。
第2節　特定工場等に関する規制
(規制基準の遵守)
第29条　特定工場等(別表第1に掲げる工場および事業場等をいう。)を設置している者は、次の各号に掲げる基準(以下「規制基準」という。)を遵守しなければならない。
(1)　排出基準(特定工場等から発生し、排出され、または飛散する公害の原因となる物質等の量等についての許容限度とする。)
(2)　設備基準(公害の原因となる物質等の発生施設に係る設備および構造ならびに使用および管理に関する基準とする。)
(3)　燃料基準(使用される燃料のいおう含有率の許容限度とする。)
2　規制基準は、市長が草津市環境審議会の意見を聞いて規則で定める。
(特定工場等の設置の許可)
第30条　特定工場等を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
2　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1)　氏名および住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
(2)　特定工場等の名称および所在地
(3)　業種ならびに作業の種類および方法
(4)　建物および施設の構造ならびに配置
(5)　使用する原材料
(6)　公害防止の方法および産業廃棄物の処理方法
(7)　その他規則で定める事項
3　市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る特定工場等から発生し、排出され、または飛散する公害の原因となる物質等が規制基準(この条例に定めのないものについては、公害関係法令または滋賀県公害防止条例に定める規制の基準)に適合し、かつ、この条例の規定に違反しないと認められるときでなければ許可をしてはならない。
4　市長は、第1項の規定による許可をするに当たつては、公害の防止のため必要な限度において条件を付することができる。
(特定工場等の変更の許可)
第31条　前条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
2　前項の許可については、前条第3項および第4項の規定を準用する。
(完成届および使用開始の制限)
第32条　第30条第1項または前条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る特定工場等の設置または変更の工事が完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
2　市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る特定工場等が許可の内容および条件に適合しているかどうかについて検査をすることができる。
3　前項の検査の結果、許可の内容および条件に適合していないと認めるときは、許可を取り消すことができる

。
(氏名等の変更および廃止の届出)
第33条　第30条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第1号または第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
2　特定工場等を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
(承継)
第34条　第30条第1項の規定による許可を受けた者から当該特定工場等を譲り受け、または借り受けた者は、その許可を受けた者の地位を承継する。
2　第30条第1項の規定による許可を受けた者について、相続または合併があつたときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その許可を受けた者の地位を承継する。
3　前2項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
(事故の場合の措置)
第35条　特定工場等を設置している者は、事故により当該特定工場等から公害の原因となる物質等を発生させ、排出させ、もしくは飛散させ、またはそのおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。
2　特定工場等を設置している者は、事故により当該特定工場等から公害の原因となる物質等を発生させ、排出させ、または飛散させたときは、規則で定めるところにより、直ちにその事故の状況等を市長に報告しなければならない。
3　前項の規定による報告をした者は、その事故の発生の日から30日以内に、事故の拡大または再発防止のために必要な措置に関する計画を市長に提出しなければならない。
(改善勧告)
第36条　市長は、特定工場等を設置している者が規制基準を超えて公害の原因となる物質等を発生させ、排出させ、もしくは飛散させ、もしくはそのおそれがあるとき、または第30条第4項もしくは第31条第2項の規定による条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて当該特定工場等の建物および施設の構造、配置または使用の方法、公害防止の方法等について必要な改善を講ずるよう勧告することができる。
(改善命令)
第37条　市長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めてその勧告した改善を命ずることができる。
(操業の停止命令)
第38条　市長は、第30条第1項の許可を受けないで特定工場等を設置している者および前条の規定による改善命令を受け、その命令に従わない者に対し、当該特定工場等の操業の停止を命ずることができる。
(測定および記録等)
第39条　特定工場等を設置している者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、公害の原因となる物質等の排出量等を測定し、その結果を記録し、市長に報告しなければならない。
(汚水浸透の禁止)
第40条　特定工場等を設置している者は、土壌および地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を含む汚水を地下に浸透させてはならない。
2　市長は、前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、直ちにその事態を除去するために必要な措置を講ずるよう勧告または命令することができる。
第3節　建設工事に関する規制
(建設工事に係る遵守事項)
第41条　特定建設作業(別表第2に掲げる作業をいう。)を伴う建設工事を行う者は、当該特定建設作業によつて、特定建設作業に係る規制基準を超える騒音または振動等を発生させてはならない。
2　前項の規制基準については、第29条第2項の規定を準用する。
(実施の届出)
第42条　特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業の開始の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。
(改善勧告および改善命令)
第43条　市長は、特定建設作業に伴つて発生する騒音または振動等が第41条第1項の規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該特定建設作業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音または振動等の防止の方法の改善、作業時間の変更等について勧告し、または命令することができる。
第4節　快適な生活環境を阻害するその他の行為に関する規制
(電波障害の防止)
第44条　建築物、鉄道、道路、送電線等(以下「建築物等」という。)を新設または改設する者は、電波法(昭和25年法律第131号)等関係法令を遵守し、電波の伝搬障害の防止に努めるとともに、建築物等により周辺住民のテレビジヨンまたはラジオの放送電波の受信に著しい障害を与えることとなるときは、必要な調査を行い、周辺住民が正常な電波を受信するための必要な措置を講じなければならない。

(生活騒音の防止等)
第45条　何人も、近隣の迷惑となる騒音を発生させないよう努めるとともに、生活騒音(主として日常の生活活動に伴つて発生する騒音で規則で定めるものをいう。)に係る規制基準を遵守しなければならない。
2　何人も、付近の静穏を害するおそれのある施設を設置し、または行為をするときは、付近に最も影響の少ない方法で行うよう努めなければならない。
3　第1項の規制基準については、第29条第2項の規定を準用する。
(公共の場所の清潔保持)
第46条　何人も、道路、公園、広場、河川その他の公共の場所の清潔保持に努めなければならない。
2　道路、公園、広場その他の公共の場所において、印刷物その他の物(以下「印刷物等」という。)を公衆に配付し、または配付させた者は、その場所に印刷物等が散乱したときは、速やかにその場所を清掃し、その印刷物等を適正に処理しなければならない。
3　土木工事、建築工事その他工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所または私有地に飛散し、脱落し、流出し、または堆積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。
4　道路、公園、広場その他の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔の保持に努めるとともに、公衆用ごみ容器またはさくを設ける等必要な措置を講じ、みだりに廃棄物が捨てられないようにしなければならない。
5　何人も、道路、公園、広場その他の公共の場所を許可なくして占用し、または占用させてはならない。
(土地等の管理義務)
第47条　土地等の所有者または占有者は、その管理する土地等に雑草等が繁茂し、または廃棄物の不法投棄等により、次の各号に掲げる状態が発生することのないよう適正に管理しなければならない。
(1)　人の健康を害し、または害するおそれがあること。
(2)　犯罪または災害の発生を誘発するおそれがあること。
(3)　周囲の美観を著しく害すること。
(4)　その他安全で快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあること。
(生活排水の浄化)
第48条　市民および事業者は、下水道法その他の法律の規定に基づき、生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、河川その他公共水域へ生活排水を放流するときは、その水域が汚染されないよう必要な措置を講じなければならない。
(地下水の水源の保全)
第49条　何人も、地下水の採取その他地下水の水源に影響を及ぼす行為をするときは、当該水源の保全に十分配慮しなければならない。
2　前項の地下水の採取等により井戸水の枯渇、地盤の沈下等が生じたときは、当該行為者は、直ちに適切な措置を講じなければならない。
(地下水取水の届出)
第50条　地下水の水質や水源の保全を図るため、地下水の取水を行うものは、規則に定めるところにより、市長に届出をしなければならない。
(屋外燃焼行為の禁止)
第51条　何人も、法に基づくもの以外についても、近隣に迷惑をかけるような、ばい煙、有毒ガスまたは悪臭を発生するおそれのあるものを、屋外において燃焼させてはならない。
(違反者に対する勧告等)
第52条　市長は、第44条から第49条までおよび第51条の規定のいずれかに違反して、人の健康または生活環境を著しく害し、または害するおそれがあると認めるときは、その違反者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告または命令することができる。
第5節　環境エネルギーの活用および省エネルギー等
(環境エネルギー活用の推進)
第53条　市長は、太陽光、太陽熱、風力、廃棄物熱等(以下「環境エネルギー」という。)の有効活用を推進するため、必要な施策を行うものとする。
(省エネルギーの促進)
第54条　市長は、エネルギーを有効に利用するために自ら省エネルギーに配慮した公共施設の建設や機器、設備の導入を進めるとともに、省エネルギー行動に関する情報の提供を行うものとする。
(事業者および市民の協力)
第55条　事業者および市民は、市長その他の行政機関が行う環境エネルギーおよび省エネルギーについての政策に協力しなければならない。
第4章　環境協定
(環境協定の締結)
第56条　市長は、市民の健康を守り、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、特定工場等を設置している者または設置しようとする者との間に環境保全に関する協定(以下「環境協定」という。)を締結することができる。
2　市長は、環境協定を締結するときは、関係住民の意見を聞くことができる。
3　事業者は、市長が環境協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じなければならない

。
4　事業者は、環境協定が成立したときは、当該協定事項を確実に履行しなければならない。
5　前項の協定事項については、事業の種類または規模に応じ、そのつど市長が必要と認める事項を規定するものとする。
6　市長は、広域的な公害を防止するため、市域外に所在する工場等との間に環境協定を締結することができる。
7　前項の環境協定については、第2項から第5項までの規定を準用する。
第5章　補則
(立入検査、立入調査等)
第57条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場、事業場、建設工事現場、保全地区内の土地その他の場所に立入り、帳簿書類、機械、設備、建築物、建物の敷地その他の物件および土地ならびにその場所で行われている行為の状況を検査し、もしくは調査し、または関係者に対し必要な指示または指導を行わせることができる。
2　前項の規定により立入り検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(報告の徴収)
第58条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、もしくは害するおそれのある者、保全地区内の土地もしくは物件および保護樹木の所有者またはこれらの者の関係者に対して、必要な事項を報告させることができる。
(予想外の公害に関する措置)
第59条　市長は、法令およびこの条例の予想しない物質、作業等により発生した公害が人の健康または生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、直ちにその事態を除去するため必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、関係機関に要請して、その影響の拡大を最少限にとどめるよう必要な措置を講ずるものとする。
(規則への委任)
第60条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第6章　罰則
第61条　第37条(排出基準を遵守しないことによるものに限る。)または第38条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。
第62条　次の各号の一に該当するものは、10万円以下の罰金に処する。
(1)　第29条第1項の規定に違反した者(ばい煙または汚水に係る排出基準を遵守しないことによる者に限る。)
(2)　第30条第1項の規定による許可を受けないで特定工場等を設置した者
(3)　第31条第1項の規定による変更の許可を受けないで特定工場等の変更をした者
(4)　第37条の規定による命令(設備基準を遵守しないことによるものに限る。)に違反した者
(5)　第40条第2項の規定による命令に違反した者
第63条　次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
(1)　第15条第3項の規定による命令に違反した者
(2)　第37条の規定による命令(燃料基準を遵守しないことによるものに限る。)に違反した者
第64条　次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
(1)　第14条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
(2)　第15条第2項の規定に違反した者
(3)　第42条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
(4)　第43条の規定による命令に違反した者
(5)　第57条第1項の規定による立入検査もしくは立入調査を拒み、妨げ、または忌避した者
第65条　次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。
(1)　第32条第1項または第35条第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
(2)　第35条第3項の規定による計画を提出しなかつた者
(3)　第33条第1項もしくは第2項または第34条第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
(4)　第52条の規定による命令に違反した者
(5)　第58条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者
(両罰規定)
第66条　法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、第61条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。
付則
(施行期日)
1　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第6章、付則第2項および付則第5項の規定は、公布の日から施行する。
(昭和55年12月16日規則第36号で第2章から第5章まで、第7章から第9章まで、付則第3項および付則第4項の規定は、昭和56年1月1日から施行)

(草津市公害対策審議会設置条例の廃止)
2　草津市公害対策審議会設置条例(昭和45年草津市条例第24号)は、廃止する。
(経過措置)
3　この条例の施行の際現に特定工場等を設置し、または設置の工事をしている者は、この条例の施行の日から6か月以内に規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
4　前項の規定による届出をした者は、第45条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
5　特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年草津市条例第20号)の一部を次のように改正する。
別表中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委員」に改める。
付則(昭和61年4月1日条例第8号)
この条例は、公布の日から施行する。
付則(平成4年3月25日条例第14号)
この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
付則(平成9年7月1日条例第10号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成10年1月1日から施行する。
付則(平成14年3月25日条例第22号)
この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の条例第18条、第19条および第50条の規定は、規則で定める日から施行する。
(平成15年2月25日規則第10号で平成15年3月1日から施行)
付則(令和元年11月20日条例第24号)
この条例は、公布の日から施行する。